

排水設備新設等計画確認申請書における重要変更について

道路下水道局下水道管理課

○根拠法令：福岡市下水道条例 第6条

排水設備（これらに接続する除外施設を含む。以下この章において同じ。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備の設置及び構造に関する法令、条例及び規則の規定に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請の内容を変更しようとするときは、市長に届け出てその確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあたっては、あらかじめその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

○これまでに通知している重要変更の例（平成13年1月通知文書を参考）

1. 排水設備に係る建物用途の変更

住居、事業場（店舗、加工場、製造所等）、事務所等の用途を一部でも変更する場合
(例)

- ・住居から店舗または店舗付き住宅へ用途変更
- ・事業場から住宅へ用途変更
- ・事業場の取扱い内容の変更
- ・事務所から住居へ用途変更
- ・新たに特定施設を設置した場合又は計画変更により特定施設に該当する規模になった場合等

2. 公共下水道への接続箇所の変更

公共樹等（取付管のみ、雨水樹等を含む）への接続箇所を変更する場合。
(例)

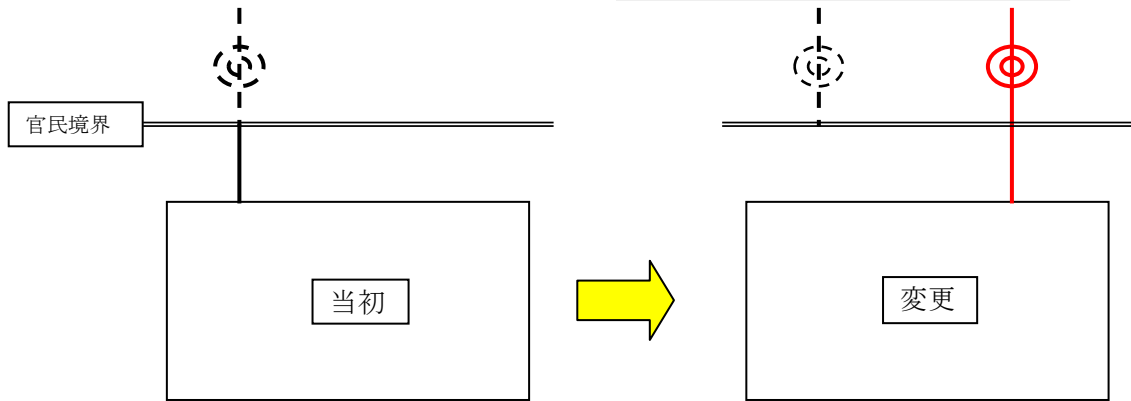
- ・既存の公共樹等に接続するよう当初計画していたが、新たに公共樹等を設置し、それに接続する。
- ・公共樹等が2箇所以上（A箇所、B箇所……）あり、当初計画では接続箇所をA箇所のみとしていたがB箇所のみに変更する。またはA,B箇所の両方に変更する。
- ・公共樹等の位置が当初計画で誤っており、位置を変更する。
- ・公共樹に接続するよう当初計画していたが、現地には取り付け管のみで樹がない場合。（流末「下水道本管」の確認を要する）

3. 合流式区域における雨水・汚水の合流箇所の変更

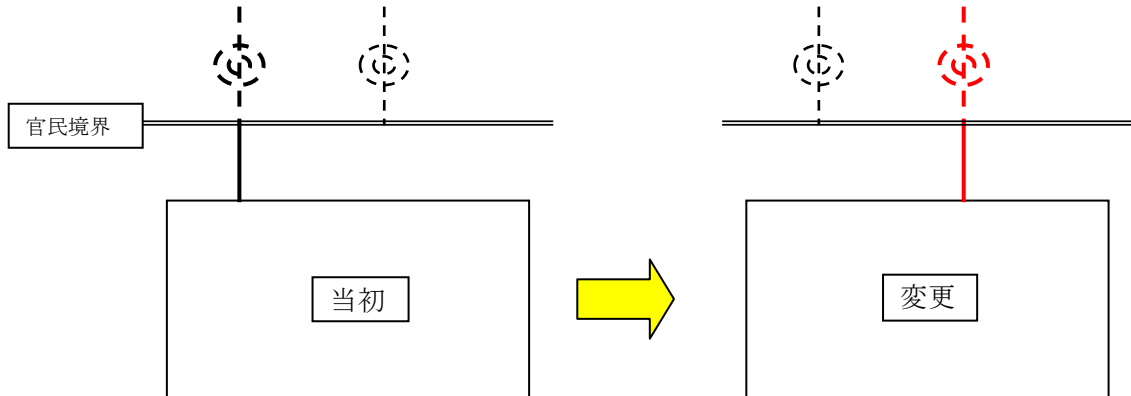
合流式区域にあたっては、原則として汚水及び雨水を宅地内の最終樹前まで分離し、最終樹で同一管にまとめて下水道に放流することとしているが、やむを得ず雨水・汚水の合流箇所の変更をする場合、または宅地内で合流せずに雨水を公共雨水樹等に接続する場合。

検査時に、重要変更該当することが判明した場合は、変更申請書に「理由書」を添付すること。

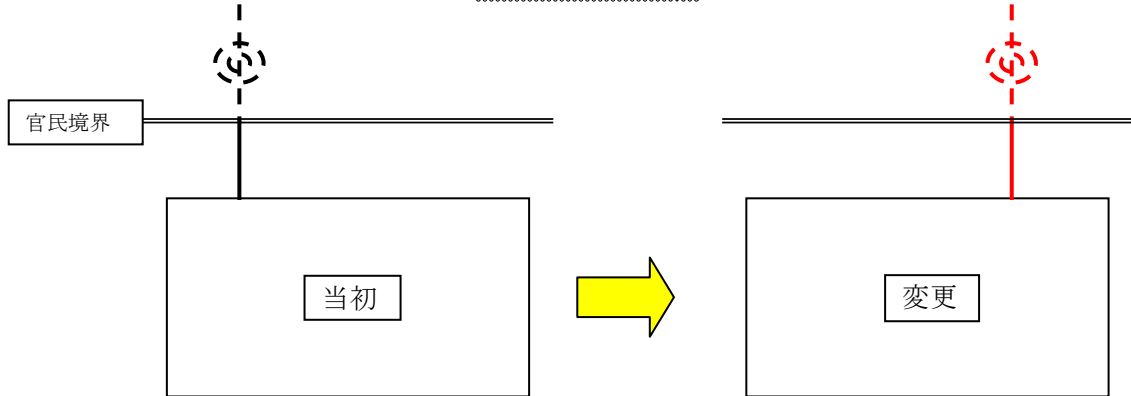
A) 公共樹を新設し接続する。参考図



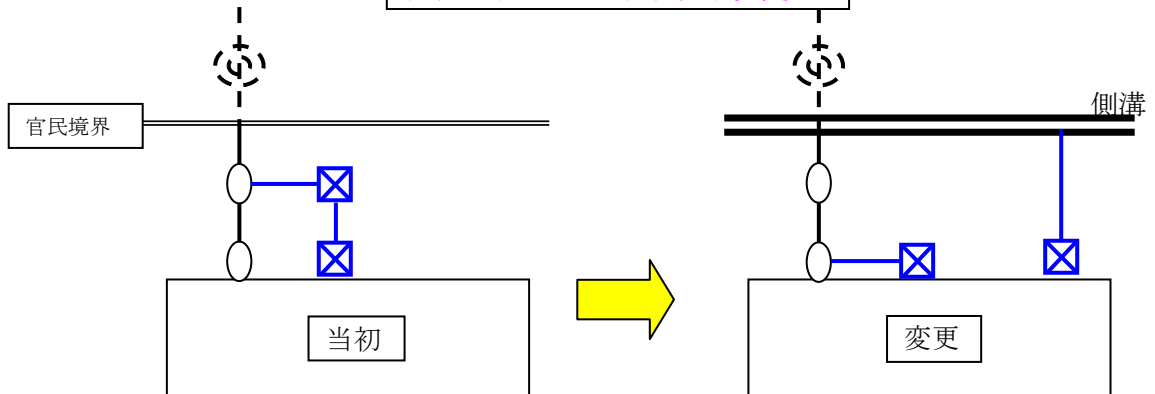
B) 2箇所以上ある公共樹の接続箇所を変更する。



C) 公共樹の位置が間違っていた場合 (明らかな調査不足)。



合流区域における合流箇所変更



宅地内で汚水と雨水の合流箇所を変更させる場合 (雨水で公共樹から側溝への取付位置変更も含む)